



令和 3年 8月 6日

福島市長 木 幡 浩 様

福島市下水道等事業運営審議会

会 長 初 澤 敏 生

下水道等事業（下水道及び農業集落排水事業）の  
使用料のあり方について（答申）

令和2年7月29日付けで本審議会が諮問を受けた「下水道等事業の使用料のあり方」について、次のとおり答申いたします。

# 福島市下水道等事業運営審議会

会 長 初澤 敏生

副会長 佐藤 成

委 員 安藤 寛知

〃 石高 久美子

〃 伊藤 孝

〃 伊藤 昇

〃 佐藤 圭子

〃 佐藤 早苗

〃 鈴木 悦夫

〃 引地 洲夫

(委員は、50音順)

下水道等事業は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全、浸水被害の防除など大きな役割を果たしており、本市においては、昭和38年に公共下水道整備を、平成3年に特定環境保全公共下水道整備をそれぞれ開始した。また、小田、山口地区において農業集落排水の整備をそれぞれ平成7年、平成10年から開始した。

これら事業の供用開始以来、公共下水道等で普及拡大を行い、令和2年度末の農業集落排水を含めた下水道等の普及率は「67.3%」となっており、着実に進展している。

しかし、普及拡大を計画的に推進していく必要がある一方、施設の老朽化対策や浸水対策の強化などの必要性が高まっていることも課題となっており、さらに、人口の減少や、節水に対する意識の向上・節水機器の普及などにより、下水道等使用料の大幅な増収は見込めないなど、下水道等事業を取り巻く状況は厳しさを増してきている。

こうした中、事業の透明性を向上させ、継続的に経営健全化に取り組むとともに、効率的な運営と適正な財源の確保を行うことで公営企業の本来の姿である「独立採算」により、将来にわたり下水道等事業を持続的・安定的に運営していく必要があることから、本市下水道等事業にお

いては、平成28年4月に地方公営企業法の一部（財務規定等）を適用し、企業会計を導入している。

これらを踏まえ、平成28年に本審議会が設置され、平成30年7月に「平成31年度からの3年間の使用料据え置き」の答申を行ったところである。

その3年間の据え置き期間が今年度で終了を迎えることから、令和2年7月29日に本審議会に対し市長より「令和4年度以降の使用料のあり方」について諮問がなされたところである。

この諮問を受け本審議会では、本市下水道等事業が果たす重要な役割や現在の経営状態、他都市の状況や近年の社会情勢及び令和2年度末に策定された「経営戦略」における今後の経営見通し等を基に、全5回にわたり慎重に審議を行った結果、その結論を得たので、「下水道等事業の使用料のあり方」について下記のとおり答申する。

## 記

### 1 答申内容

(1) 使用料算定期間は、令和4年度から令和8年度の5年間とする。

(2) 下水道使用料及び農業集落排水施設使用料は、据え置きとする。

### 2 答申内容の理由・検討経過

(1) 使用料算定期間及び使用料水準の考察にあたっては、中長期的な経営状況の判断が必要であることから、令和2年度に策定した「福島市下水道事業経営戦略【改定版】」における投資・財政計画をはじめ、各自の知見等をもとに検証した。

(2) 公共下水道事業については、今後10年を見通す「経営戦略【改定版】」の中で、今後の人口減少等による収入減を見据えるとともに、今後増加見込みの老朽化対策や浸水対策等の各種事業を実施するとしても、「資本費平準化債」の導入により運営資金等の確保がなされ、現行の使用料水準を維持した場合でも、一定期間、安定的な事業運営が行われるものと見込まれる。

(3) 下水道等使用料の見直しについては、企業会計制度

導入前より「3年ごと」に見直しを行っており、前回の答申時も算定期間「3年間」が適当としたところではある。これには、使用料が公共料金的な性格を有し、安定性が求められる反面、長期間にわたり同じ水準とすると、社会情勢の変化により経営状況に不安定さをもたらしてしまうことが懸念されることに起因している。

そのため、今回も算定期間をどの程度にするか審議を重ねたが、今般の新型コロナウイルスの感染拡大により社会経済の動向が不透明な状況であること、また、今後の污水处理整備のあり方について現在検討中であることを考慮し、一定期間は同水準に設定するほうが市民生活へ与える影響が少ないとの判断をし、従来の算定期間「3年間」を、今回は「5年間」とした。

- (4) 特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業においては、利用者数が少なく、今後も大幅な収入増は見込めないことから、今後も継続して一般会計からの繰入金を受ける必要があるが、その繰入金及び企業債残高は減少をたどることから、算定期間内を現行の使用料水準で運営した場合でも、経営の継続は可能と判断される。
- (5) 以上のことから、算定期間を5年間とし、令和4年度からの使用料改定を行わないことが望ましいと判断したところである。

### 3 付帯意見

- (1) 使用料を5年間据え置きとしたが、社会情勢の大きな変化があった場合には、必要に応じて使用料の見直しについて検討すること。
- (2) 農業集落排水事業については、施設の老朽化にも配慮して下水道との接続に向けた検討を早期に行い、それに併せて使用料について検討を進めるべきである。
- (3) 下水道整備による費用対効果を見通した事業を行う必要があり、これまでの整備計画を見直し、既存計画の縮減も検討すること。
- (4) 下水道整備区域外においては、合併処理浄化槽の導入促進を図ること。
- (5) 雨水・汚水処理を行う下水道等事業の役割や重要性、施設の老朽化の状況、維持管理費や収益等の経営状況について、市民に理解していただくため、PRを積極的に行うこと。その際、従来の媒体に限らず、幅広い手法・媒体の活用を図ること。
- (6) 施設の整備をはじめ、事業全般にわたりできる限り経費節減に努め、なお一層の費用の節約に努めること。
- (7) 新技術の開発や研究について情報収集を積極的に行っていくこと。